

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【公開番号】特開2005-141808(P2005-141808A)

【公開日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-375290(P2003-375290)

【国際特許分類】

G 11 B 7/24 (2006.01)

G 11 B 7/007 (2006.01)

【F I】

G 11 B 7/24 5 4 1 D

G 11 B 7/24 5 3 1 Z

G 11 B 7/24 5 6 1 M

G 11 B 7/24 5 6 1 Q

G 11 B 7/007

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月30日(2007.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

厚さ0.1~1.0mmの基板上に、色素を含有する追記型記録層と、厚さ0.1~1.0mmの保護基板と、をこの順に有する光情報記録媒体であって、

前記基板に形成されるプリグルーブのトラックピッチが200~600nm、溝幅が50~300nm、溝深さが30~200nmであり、ウォブル振幅が10~50nmであることを特徴とする光情報記録媒体。

【請求項2】

前記ウォブル振幅が15~33nmであることを特徴とする請求項1に記載の光情報記録媒体。

【請求項3】

前記色素が、シアニン色素、オキソノール色素、金属錯体系色素、アゾ色素、又はフタロシアニン色素であることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の光情報記録媒体。

【請求項4】

厚さ0.1~1.0mmの基板上に、色素を含有する追記型記録層と、厚さ0.1~1.0mmの保護基板と、をこの順に有する光情報記録媒体に対し、該基板若しくは該保護基板側から波長100~600nmのレーザ光を照射し、当該追記型記録層にピットを形成することで記録を行う光情報記録方法であって、

前記基板に形成されるプリグルーブのトラックピッチが200~600nm、溝幅が50~300nm、溝深さが30~200nmであり、ウォブル振幅が10~50nmであることを特徴とする光情報記録方法。

【請求項5】

前記追記型記録層にピットを形成する際に、波長390~415nmのレーザ光を照射することを特徴とする請求項4に記載の光情報記録方法。

【請求項6】

前記ウォブル振幅が15～33nmであることを特徴とする請求項4又は請求項5に記載の光情報記録方法。

【請求項7】

前記色素が、シアニン色素、オキソノール色素、金属錯体系色素、アゾ色素、又はフタロシアニン色素であることを特徴とする請求項4乃至請求項6のいずれか1項に記載の光情報記録方法。